



### 介護保険負担割合証・ 介護保険負担限度額認定証を送付します

介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、7月31日で期限が切れます。

8月1日からの介護保険負担割合証は、7月14日に発送予定です。また期限内に申請した方の介護保険負担限度額認定証は、7月20日に発送予定です。※期限を過ぎてから申請した方や、要介護認定の区分変更を申請中の方については、発送が遅れる場合があります。期限等の詳細は、5月31日に発送した「介護保険給付減免更新のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ 介護保険課介護保険管理係

### 介護保険料の納入通知書を送付します

令和3年度の介護保険料納入通知書は、7月9日に発送予定です。この納入通知書は、シルバーパスの購入および更新手続きに必要なとなります。

再発行はできませんので、大切に保管してください。なお、介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、今年度は見直しの年となっています。詳細は、同封するお知らせをご覧ください。

#### 問い合わせ

- ▷介護保険料について…介護保険課介護保険管理係
- ▷シルバーパスについて…東京バス協会・シルバーパス専用電話☎03-5308-6950（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

### 気管支ぜん息等の疾病にかかっている方に対し 医療費助成を行っています～大気汚染医療費助成制度～

都内に1年（3歳未満は6か月）以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等に罹患しているなど、一定の要件を満たす方に認定疾病に係る医療費を助成しています。詳しくは、市ホームページ（記事ID…11719）をご覧ください。

#### 問い合わせ

- ▷制度について…都福祉保健局環境保健衛生課☎03-5320-4491
- ▷申請について…市健康センター☎23-2191

### 後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

7月中旬に令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書をお送りします。支払い金額と納付方法や納付期限などが記載されています。内容をご確認ください。

問い合わせ 保険年金課後期高齢者医療係

### 新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の条件に該当する第一号被保険者（65歳以上）の方を対象に、申請により介護保険料の減免が特例で受けられます。  
**対象者** 次のいずれかに該当する方  
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者  
②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、  
③この制度は国の基準に基づき特例措置で、年金収入のみの方は対象外です。  
詳細は、市ホームページ（記事ID…22449）をご覧ください。  
**問い合わせ** 介護保険課介護保険管理係

### 後期高齢者医療保険に関するお知らせ

一部負担金（自己負担）の割合が変わる方には8月1日までに新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します。  
後期高齢者医療保険の自己負担の割合は、毎年8月1日を基準日として前年中の所得および収入により判定しています。自己負担の割合（表1）が変更になる方には、新しい保険証を簡易書留郵便で7月中旬に発送します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。  
現在お持ちの保険証は、8月以降、保険年金課に同封の返信用封筒で返送ください。  
なお、自己負担の割合が変わらない方は、現在お持ちの保険証をそのままお使いください。  
3割負担から1割負担に変更できる場合があります（基準収入額適用申請）  
該当すると思われる方には、基準収入額適用申請書を送付しています。収入金額を証明できる書類（確定申告書の写しなど）を添えて申請してください。  
申請の際は、本人確認書類（運転免許証やパスポート）とマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（通知カードや個人番号カード等）の提示が必要となります。  
※収入額が基準額（表2）を超える方は該当しません。また、収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて収入額に含まれます。ただし、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得については、個人住民税において申告不要を選択した場合が含まれません。  
**一部負担金の減免について**  
被保険者や世帯主が火災などの災害により著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときなどで、一部負担金の支払いが困難な場合、申請により一部負担金が減免となる場合があります。詳しくは、保険年金課後期高齢者医療係へご相談ください。  
**【自己負担割合1割の方】**  
限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の更新は8月1日です  
現在お持ちの減額認定証の有効期限は、令和3年7月31日となっています。  
すでに交付されている世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。  
減額認定証を医療機関の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費が減額されます。

表1

所得区分	令和3年度住民税課税所得 (令和2年中の所得から算出)	自己負担の割合
一般	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員がいずれも145万円未満の場合	1割
現役並み所得	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の中に145万円以上の方がいる場合	3割

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は、住民税課税所得が145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」（基礎控除後の総所得金額等のことをいいます）の合計額が210万円以下の場合、1割負担となります。

表2

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 (令和2年中の収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満 ※383万円以上でも、同世帯に他の医療保険制度に加入の70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

満の世帯の方で、まだお持ちでなく交付を希望する方は、保険年金課後期高齢者医療係へお問い合わせください。  
**確定申告期限の延長による影響について**  
3月16日以降に確定申告を行った方がいる世帯の場合、今回送付する保険証の自己負担割合や減額認定証、限度額認定証の適用区分および保険料が、変更になる場合があります。  
今後、令和3年度住民税課税所得等が決定し、適用区分に変更があった場合は、保険証、減額認定証、限度額認定証の差し替えと返却のお知らせをします。また、保険料の変更があった場合もお知らせします。  
変更前の保険証、減額認定証、限度額認定証を使用した場合、差額の納付や支給の手続きをお願いすることがあります。  
**問い合わせ**  
▷制度について：東京都後期高齢者医療「広域連合」お問合せセンター ☎0570-0570  
▷H Sからは ☎03-3222-4496  
▷0570-086-075  
※土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時  
▽個人情報を含むことについて：市保険年金課後期高齢者医療係

世帯全員が住民税非課税の申告をしている方で、まだお持ちでなく交付を希望する方は、保険年金課後期高齢者医療係へお問い合わせください。  
**【自己負担割合3割の方】**  
限度額適用認定証（限度額認定証）の更新は8月1日です  
現在お持ちの限度額認定証の有効期限は、令和3年7月31日となっています。  
すでに交付されている世帯に在る被保険者の中で、令和3年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の場合、令和3年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の方で、令和3年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の方で、新しい限度額認定証を7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。  
限度額認定証を医療機関の窓口で提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。  
同じ世帯に在る被保険者の中で、令和3年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の方で、令和3年度住民税課税所得の最も高い方が145万円以上690万円未満の方で、新しい限度額認定証を7月下旬に送付します。改めて申請する必要はありません。  
3月16日以降に確定申告を行った方がいる世帯の場合、今回送付する保険証の自己負担割合や減額認定証、限度額認定証の適用区分および保険料が、変更になる場合があります。